

市長専決処分事項指定の件の改正

1 現行

【市長専決処分事項指定の件】

- ・『民事訴訟法に基づく訴訟上の和解』について、市長において専決処分にするのできる金額の上限の定めがない。
- ・他の紛争解決に関する指定事項は、市長において専決処分にするのできる金額の上限を定めている。

2 確認内容

- ・『民事訴訟法に基づく訴訟上の和解』について、市長において専決処分にするのできる金額の上限を定めることを検討する。

参 考 市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

- (1) 訴訟物の価額が300,000円以下の訴えの提起(第4号及び第5号に規定するものを除く。)に関する事。
- (2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解(第5号に規定するものを除く。)に関する事。
- (3) 申立価額200,000円以下の民事調停(第5号に規定するものを除く。)に関する事。
- (4) 訴訟物の価額が5,000,000円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関する事。
- (5) 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があつた場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起(支払を請求する使用料の額が5,000,000円以下のものに限る。)、和解及び民事調停に関する事。
- (6) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定める事。
 - ア 交通事故によるもの
自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに定める保険金額
 - イ 交通事故以外によるもの
3,000,000円
- (7)・(8) 省略

市長専決処分事項指定の件 改正案

(上段：改正案、下段：現行)

項目	内容	改正内容
1	改正	(1) 訴訟物の価額が $\frac{5,000,000\text{円以下}}{300,000\text{円以下}}$ の訴えの提起（第4号及び第5号に規定するものを除く。）に関すること。
2	改正	(2) 目的物の価額が $5,000,000\text{円以下}$ の和解（第5号に規定するものを除く。）民事訴訟法に基づく訴訟上に関すること。
3	改正	(3) 目的物の価額が $5,000,000\text{円以下}$ の民事調停（第5号に規定するものを除く。）に関すること。
4	変更なし	(4) 訴訟物の価額が $5,000,000\text{円以下}$ の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関すること。
5	改正	(5) 市営住宅 $\frac{\text{又は}}{\text{又は}}$ 改良住宅 $\frac{\text{又は}}{\text{又は}}$ 更新住宅 の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起(支払を請求する使用料の額が $5,000,000\text{円以下}$ のものに限る。)、和解及び民事調停に関すること。
6	改正	(6) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること。 ア 交通事故によるもの 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条第1項第1号イに定める保険金額【※30,000,000円】 イ 交通事故以外によるもの $\frac{5,000,000\text{円}}{3,000,000\text{円}}$
7	削除	(7) 町区域等の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。
8	(号ずれ)	(7) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更を (8) する契約を締結すること。 ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更(当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第5号)第2条に定める額未満の場合に限る。) イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更
9	追加	(8) 法令の制定、改正又は廃止に伴う、当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

市長専決処分事項指定の件の改正
理事会協議結果（1月28日）

協 議 結 果

（多数意見）

- ・ 改正案のとおりとすること

（少数意見）

- ・ 金額の上限を設定または変更しようとするものは現行どおりとすること、
そのほかの案件については改正案のとおりとすること